

3 計画に係る重点課題の実施状況 千葉県犯罪被害者等支援推進計画に係る施策の実施状況（令和7年度）

①事件直後から生活が一変する犯罪被害者等に対する迅速な支援の実施

重点課題	重点的な取組
事件直後から生活が一変する犯罪被害者等に対する迅速な支援の実施 犯罪被害者等の状況に応じた支援を行うためには、県が実施する取組の充実に加え、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等がそれぞれ実施する取組をつなげることが必要です。	犯罪被害者等に対する支援の充実及び犯罪被害者支援コーディネーターを中心とした、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等の関係機関との連携の強化 犯罪被害者等が事件直後から抱える様々な負担に対する支援の充実に努めます。 また、「犯罪被害者支援コーディネーター」の役割の充実などにより、関係機関との連携を強化し、必要な支援につなげるよう、努めます。

◇主な施策の実施状況

令和7年度の実施内容	令和7年度の成果・課題
➤千葉県犯罪被害者等見舞金の支給 ・遺族見舞金 30万円（支給実績：7件） ・重傷病見舞金 10万円（支給実績：28件） （合計：490万円） ➤弁護士による無料法律相談（実績：23件） ➤犯罪被害者支援コーディネーター3名の配置 （うち1名は社会福祉士の有資格者を配置） ・役割：関係機関との連携強化 市町村における総合的対応窓口の機能強化に向けた支援 無料法律相談の実施に係る調整 見舞金の支給に係る相談、申請受付	➤見舞金の代理申請や市町村見舞金の申請における県からの情報提供を可能とする制度改善を行った。 ➤社会福祉士の犯罪被害者支援コーディネーターを配置。 ➤犯罪被害者等支援連携会議を設置し、多機関ワンストップサービス体制を構築した。 ➤相談件数の増加に比べ、無料弁護士相談の利用実績が少ないことから、さらなる周知が必要。
	令和8年度以降の取り組むべき施策
	➤見舞金制度の着実な運用及び被害者等に寄り添った制度内容への見直し検討。 ➤多機関ワンストップサービス体制の本格運用 ➤無料弁護士相談の広報周知の強化

3

計画に係る重点課題の実施状況

千葉県犯罪被害者等支援推進計画に係る施策の実施状況（令和7年度）

②県内のどの市町村に住んでいても同様に受けられる犯罪被害者等支援の実施

重点課題	重点的な取組
県内のどの市町村に住んでいても同様に受けられる犯罪被害者等支援の実施	市町村に対する情報提供等の支援の充実
犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援を受けられることが求められています。そのためには、様々な県民向けのサービスや窓口を持つ市町村の役割が重要です。	市町村に対して犯罪被害者等支援に取り組むための情報提供や人材育成等の支援の充実に努めます。

◇主な施策の実施状況

令和7年度の実施内容	令和7年度の成果・課題
➢市町村担当課長会議・相談担当者向け研修の実施 会議：5月20日（ZOOM開催） 参加市町村 49団体 ※出席率約9割 研修：5月28日（千葉市文化センター） 参加市町村 30団体 ※出席率約6割 ➢警察庁と連携した市町村担当者向け研修の実施 ➢県幹部職員による市町村訪問 12団体 ➢犯罪被害者支援コーディネーターと県職員による市町村訪問 19団体	➢県、市町村及び警察署の職員を対象に事例検討等の実践的な研修を実施し対応力向上を図った。 ➢特化条例未制定の団体を中心に訪問、条例制定や支援の必要性等を説明し働きかけ、新たに9団体で制定、計46団体となった。引き続き、未制定団体への働きかけを行う必要がある。 ➢市町村職員の対応力強化に向けて、研修内容の充実を図るとともに研修会への積極的な参加を促す。
	令和8年度以降の取り組むべき施策
	➢会議や研修内容の充実、開催方法の工夫を検討 ➢市町村訪問により、特化条例制定への働きかけや被害者等支援に係る情報提供等を行う。

3 計画に係る重点課題の実施状況 千葉県犯罪被害者等支援推進計画に係る施策の実施状況（令和7年度）

③民間支援団体による安定的な犯罪被害者等支援の実施

重点課題	重点的な取組
民間支援団体による安定的な犯罪被害者等支援の実施 民間支援団体において、犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・定着が重要ですが、後継者の育成が課題となっています。 また、支援従事者が支援に従事することにより犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受ける、いわゆる代理受傷の可能性あります。	犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成、受傷対策 犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成に向けて、民間支援団体と連携し、「支援員養成講座」等の実施について工夫します。 また、支援従事者の代理受傷を防止するため、カウンセリングなどの充実に努めます。

◇主な施策の実施状況

令和7年度の実施内容	令和7年度の成果・課題
➤ 犯罪被害者支援講座の実施 ・ 入門編（公開講座） 26名 千葉会場 7/13：8名、7/27：5名 船橋会場 7/21：13名、 ・ 基礎編 9/2～10/28（7日間） 3名 ➤ ワンストップ支援センター支援員に対する研修（CVSにて実施） ・ 医師による性犯罪被害者支援研修会（11/14） ・ 社会福祉士、精神保健福祉士による障害のある犯罪被害者支援研修（1/9） ➤ 県警被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象とし、代理受傷研修を実施	➤ 引き続き、支援講座(入門編、基礎編)を実施し、人材確保・育成に努めた。 ➤ 前年度に比べ受講者が少なかったことから、開催時期等の工夫や様々な広報媒体を活用して周知を行う。 （前年度比：入門編▲56名、基礎編▲10名） ➤ 県警やワンストップ支援センターにおいて、支援従事者を対象に、代理受傷防止に関する研修を含む支援研修を実施した。
	令和8年度以降の取り組むべき施策
	➤ 支援講座の開催時期の工夫や効果的な広報の実施 ➤ 県警及び民間支援団体における支援従事者の研修、代理受傷防止対策の継続

3 計画に係る重点課題の実施状況

千葉県犯罪被害者等支援推進計画に係る施策の実施状況（令和7年度）

④大規模な事件・事故が発生した際の支援の実施

重点課題	重点的な取組
大規模な事件・事故が発生した際の支援の実施	緊急支援体制の整備
大規模な事件・事故が発生した場合、県警のみならず、行政、病院、弁護士会、検察庁等と連携して、犯罪被害者等の支援のための総合的な体制を構築する必要があります。	各関係機関の役割分担や情報共有に関することなど、緊急時の総合的な体制整備を図ります。

◇主な施策の実施状況

令和7年度の実施内容

➤ 体制構築に係る再検討

令和6年度(R7.1.16)開催の「犯罪による被害者等に対する支援部会」で説明済みの「大規模被害者支援事案発生時の緊急支援体制」について、令和7年度に構築した「多機関ワンストップサービス体制」との連携による支援体制構築について再検討を行った。

➤ 検討事項の共有

県及びCVS、海上保安庁（第一次捜査機関）に対し緊急支援体制について再検討する旨を共有した。

令和7年度の成果・課題

➤ 多機関ワンストップサービス体制における、大規模被害者支援事案発生時の対応にあたり、人員体制や対応方法、市町村等の関係機関との連絡調整、発生しうる作業の整理など、クリアすべき様々な課題があることから、引き続き、関係機関等と検討を行う必要がある。

令和8年度以降の取り組むべき施策

➤ 緊急支援体制の構築、推進

3 計画に係る重点課題の実施状況

千葉県犯罪被害者等支援推進計画に係る施策の実施状況（令和7年度）

⑤性犯罪・性暴力被害の潜在化防止・手厚い支援の実施

重点課題	重点的な取組
性犯罪・性暴力被害の潜在化防止・手厚い支援の実施	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の強化
性犯罪・性暴力被害については、誰にも相談できずに潜在化することも考えられるため、県警やワンストップ支援センターにおける相談窓口の周知や支援について強化する必要があります。	相談窓口に関する広報啓発について検討するとともに、女性だけではなく、外国人・障害者・男性・セクシャルマイノリティなど誰もが相談しやすい体制整備に努めます。

◇主な施策の実施状況

令和7年度の実施内容

- ワンストップ支援センターへの事業費助成
令和7年度：予算額36,867千円、決算額28,243千円
(令和6年度：予算額30,332千円、決算額25,381千円)
- 広報・啓発
 - ・ 啓発物の作製・配布
リーフレット14,000部、ホットアイマスク6,100個、絆創膏・綿棒・あぶらとり紙セット5,500個
 - ・ 高校生向け出前講座の開催（6校、2,939名受講）
 - ・ 啓発期間（若年層の性暴力被害予防月間、女性に対する暴力をなくす運動）におけるキャンペーン
- 千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会等の開催
協議会（1/23）、ケース会議（1/23）
医療従事者連絡会（2/19）

令和7年度の成果・課題

- ワンストップ支援センター支援員の賃金補助単価を増額、及びコーディネーターを1名増員した。
- 医療支援に協力いただく連携医療機関をさらに増やす必要がある。
- 相談窓口の更なる周知を図る必要がある。

令和8年度以降の取り組むべき施策

- ワンストップ支援センターの体制強化
- ワンストップ支援センターの広報周知

3 計画に係る重点課題の実施状況

千葉県犯罪被害者等支援推進計画に係る施策の実施状況（令和7年度）

⑥犯罪被害者等支援に関する効果的な広報・啓発の実施

重点課題	重点的な取組
犯罪被害者等支援に関する効果的な広報・啓発の実施 県政世論調査の結果にもあるように、犯罪被害者等支援は未だ県民に浸透しておらず、上記①～⑤の施策の実施にあたり、犯罪被害者等に対する県民の理解・関心を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えていく意識を一層醸成する必要があります。	S N S等のツールを使った新たな広報啓発の検討 これまで実施してきている犯罪被害者週間の行事やポスター・リーフレットの作成等に加えて、幅広い層にも見てもらえるよう、S N S等も活用し、効果的な広報啓発について検討します。

◇主な施策の実施状況

令和7年度の実施内容 ➤ 相談機関の周知に係る啓発物作製・配布 リーフレット15,000部・ポスター1,120部 ➤ 「犯罪被害者週間」（月間）啓発キャンペーン等の実施 ・ 「千葉県民のつどい」の開催 11月29日 参加者：130名（千葉市生涯学習センター） ・ 生命のメッセージ展の実施（11/17～11/29） きばーる、袖ヶ浦市役所、千葉県庁、つどい会場 ・ 街頭キャンペーン 千葉そごう（11/5）イオン津田沼（11/30）	令和7年度の成果・課題 ➤ 相談機関等のリーフレットやポスターを、市町村や関連団体、県内高校や大学等に配布し、周知を図った。 ➤ 犯罪被害者週間（月間）における集中的な広報啓発を多方面に展開した。「千葉県民のつどい」については、県公式S N Sを活用して周知を図った。
	令和8年度以降の取り組むべき施策 ➤ 啓発物等を作製配布し、相談機関の一層の周知を図る ➤ 「犯罪被害者月間」啓発キャンペーンの効果的な実施（県公式S N S等を活用した広報啓発を継続）